

令和7年度第2回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和7年10月20日（月）	17時51分から	
開催場所	和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時19分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○和中部会長

ただ今から、第2回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催します。
議事に先立ち、事務局から事務連絡がございますので、よろしくお願いします。

○事務局（谷本）

前回の専門部会で御紹介させていただいておりませんでした労働者側代表委員の近野委員を御紹介いたします。

（事務局が近野委員を紹介、委員自己紹介）

○事務局（谷本）

次に、前回の専門部会配付の資料1の委員名簿につきまして、伊賀倉委員、大畠委員の現職名に誤りがございました。申し訳ございません。修正分を机上に配付させていただいておりますので、差替えをお願いいたします。以上です。

○和中部会長

まず初めに、本日の委員の出席状況、会議の成立状況等について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（谷本）

本日の会議の成立状況から御報告いたします。
委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名御出席いただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴希望に係る告示を行いましたが、申出がなかったことを報告いたします。以上です。

○和中部会長

はい。それでは、議題1 金額審議に入ります。前回は、最低賃金を取り巻く状況について、労使それぞれから業界の現況等について、御意見を述べていただきました。

本日は、金額審議に当たっての基本的な見解等について、もう少し意見交換を行って、お互いの認識を深めた上で、具体的な金額提示をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

それでは、金額審議に当たっての基本的な見解、最低賃金を取り巻く状況等について、労使双方また公益代表委員から御意見をいただきたいと思います。

まずは、労働者側はいかがでしょうか。

○久富委員

それでは私の方から、1回目の専門部会以降、様々な資料ですとか前回の使用者側からの主張内容を含め、労働者側で議論した内容を述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、使用者側から発言いただきました国内外の情勢につきましては、我々労働者側も認識しているところであります。とりわけ中国経済の低迷の長期化とそれに伴う鉄鋼需給バランスの悪化が最も深刻な問題であることから、国内の鉄鋼産業に大きなダメージを与えるものだというふうに受け止めております。

さらには、国内においては、超少子高齢化社会・労働力人口減少社会への対応、さらには、カーボンニュートラルへの挑戦など多くの構造的問題を抱えていることは、鉄鋼産業のみならず、どの産業、企業においても同様なことが考えられるというふうに考えております。

このようなことも踏まえれば、やはり魅力ある労働条件を確保しなければ、鉄鋼産業として魅力を失うばかりではなく、人材確保が極めて困難となり、鉄鋼産業が衰退し、ひいては和歌山県から他府県への人口流失はもとより、今後益々人口減少に繋がるものと危惧をしております。現在、鉄鋼産業のみならず、どの産業・企業におきましても、人手不足により優秀な人材獲得競争が激化しております。このようなことから、大手企業を中心に採用力強化のため、有名人を活用しましたテレビCMによる知名度・好感度アップや高卒初任給の大幅な引き上げなど優秀な人材を獲得するために様々なことを実施しているにもかかわらず、それでも思うような採用ができていない現状であるというふうに認識をしてございます。

一方、中小零細企業においては、大企業以上に苦戦を強いられていることは言うまでもありません。

また、鉄鋼産業につきましては、高技能長期蓄積型産業と言われ、多種多様で高品質な製品を安定的に供給するには、専門性の高い知識と長期にわたり蓄積された技術技能を確実に伝承していくことが不可欠だというふうに考えております。こうした技術技能の伝承には、人材の育成が重要となるわけですけれども、その育成には相応の時間を要することとなります。そのために、先ほども主張させていただきました優秀な人材の確保が重要課題の一つであり、各社ともに採用力の強化に努めている状況であることを御認識いただきたいように思います。

最後に、労働者側が最も主張したい点としては、大企業や中小企業の労働者のことではなく、零細企業ですとか組織化されていない労働者の代弁者として主張させていただいていることを御理解いただければというふうに思います。以上です。

○和中部会長

はい、有難うございました。それでは続きまして、使用者側いかがでしょうか。

○田中康平委員

前回からそんなに新たな情報はないのですけども、毎年議論になっているところであると思うのですけども、当然、良い人材というか、鉄鋼業に若者を入れるというところで、賃金の改善というのも一つの要素であると思うのですけども、私も結構、採用のために高校訪問とかする機会が結構あります、高校の進路指導の先生ですとか、先生を通じた御家族というか、親御さんの意見などを聞いてみると、最近の高校生なんかは、当然、人によるのですけれども、必ずしも賃金だけで会社選びをしていないなと思うところが強くあります、むしろ休日日数ですとか福利厚生、賃金以外のところの要素で福利厚生ですとか、あと働き方、そういうところで、会社を選んでいる方が強いなというふうに感じておりますし、そういう意見をいただくことが多数で、正直、ガンガン稼いで、他の方よりたくさん稼ぐというような若い方ばかりではないなというところは強く感じておりますので、そういうところで賃金だけじゃない待遇改善というのも行っているというところはあります。

○和中部会長

よろしいですか。有難うございました。

それでは公益代表委員の方はいかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

よろしいですか。

双方から御意見を述べていただきましたが、さらに追加して御意見等ござりますでしょうか。

○久富委員

資料を用意しましたので、提出したいと思います。

○和中部会長

はい。

＜労働者側から資料の提出＞

＜各委員に配付＞

○久富委員

よろしいですか。昨年もこの資料は提出させていただいたのですけども、1回目の専門部会で我々労働者側から主張させていただきました、他府県の動向資料ということになります。御覧いただければ分かりますように、これまで他府県で鉄鋼最賃が結審し、どの程度引き上げられたのかが分かるかなというふうに思います。今回、既に結審している都道府県においては、プラス63円からプラス70円の結果となっております。また、近隣他府県である大阪・兵庫では、大阪でプラス65円の1,185円、兵庫でプラス64円の1,180円となっております。

さらには、和歌山県と同規模の製鉄所がある都道府県で比較してみると、千葉県でプラス63円の1,210円、愛知県でプラス64円の1,175円、福岡県につきましてはプラス70円の1,176円、大分県につきましては福岡県と同等ということで結審をしております。

労働者側からすると、やはり同じ鉄鋼産業で働き、同様な業務をしている方が地域格差によって賃金が異なるという格差を是正していきたいとの強い思いから、1回目は金額提示をさせていただきますと、プラス70円の金額提示とさせていただきたいというふうに思います。和歌山県におきましては、現在1,103円でありますので、プラス70円しても1,173円になることから、我々が提示させていただきました70円は、相応の金額であるというふうに考えております。

労働者側からは、以上となります。

○和中部会長

はい、有難うございました。このあと、金額提示の御確認をさせていただいて、必要に応じて各側協議の開催の要否を確認させていただこうと考えていたのですが、まずは、労働者側の方から具体的な金額提示をいただきましたので、使用者側の方にもまた、お伺いさせていただきたいと思いますが、その前に、追加では特にないということでおろしいですね。追加の説明というところでは。

〈意見等なし〉

○和中部会長

ありがとうございます。

それでは、特に使用者側から金額提示をするに際して、事前に協議を設ける必要というのはございませんでしょうか。

○田中康平委員

金額提示ですね。まだ事前にお話しできてないので、少し時間をいただけすると。

○和中部会長

分かりました。それでは、使用者側の方でこれより協議されるということで、別室へお願いします。

〈使用者側協議〉

○和中部会長

使用者側、よろしいでしょうか。

それでは、使用者側から金額の提示を含めまして、御回答できるようであれば、御提示をいただきたいと思います。

○田中康平委員

はい。使用者側としては、地賃並みの65円で回答したいと考えております。使用者側は、65円で。

○和中部会長

それぞれからの金額の提示がありましたが、加えて補足する意見、また、それぞれの主張に対する御意見があれば、お願いいいたします。

まずは、労働者側、いかがでしょうか。

○久富委員

はい。大阪の最低賃金を見ていただきますと、1,177円ということで、ここで今回労働者側から70円のアップを提示させていただいたのですけども、それでも大阪、もしそれが叶ったとしても、大阪の最低賃金には届かないと。和歌山市内というのは大阪にちょっと車で走っても5分程度で大阪府に入るところもありますので、そういうことを考えると、やはり5分車で走って、大阪の方に入ってコンビニのレジ打ちを選ぶ人が多くなるのかなというふうに考えております。このことをちょっと十分理解していただけたらなというふうに思っています。以上です。

○和中部会長

はい。有難うございます。

それでは、続きまして使用者側はいかがでしょうか。

○田中康平委員

はい。これも毎年議論しているとこかもしれませんけども、本筋の鉄鋼関連に関わる方の最低賃金というふうに言いますと、先ほどの弊社の事情だったので恐縮なんですけども、大体現場で働かれている方は、地元の高校からの採用している比率が高いですし、関係する会社さんとか、鉄鋼に関わる方というのは、和歌山と大阪で近いという事情はあるんですけども、マーケットが違うというのですか、言い方悪いかも知れないんですけども、あくまで和歌山県で働かれている方を対象にしているという、働かれる方も地場の方が多いという事情もありますので、そういう意味では無理に大阪と揃えなくともいいのかなと思っております。

ただ、当然近いというのはそのとおりですし、和歌山の魅力というのは、ここでそこまで担保できるのかという話はあると思うのですけども、意識はしなければいかないと思うのですけども、そういう意味で、地賃並みの65円は結構な上げ幅だと思いますし、他の地域もその近傍をプラスマイナスぐらいで決まってますので、そんなにそこに対してそんなに大きく、絶対額もきておりますし、大きくそこにプラスをする必要はないのではないかなと思っております。以上です。

○和中部会長

はい。有難うございます。御意見をお伺いしましたが、双方に意見・主張にまだ隔たりがありますので、個別審議を開催して御意見をお聞きすることにしましようか。それとも、別途、再度それぞれ協議の場を設けられますでしょうか。

まずは、労働者側いかがでしょうか。

○久富委員

特にありません。

○和中部会長

使用者側いかがでしょうか。

○田中康平委員

事前に、今日ここまでじゃないんですけど、回答はすり合わせしてきておりますので、ちょっと今日これ以上というのは、考えておりません。

○和中部会長

それは個別審議をしても、これ以上ということはないというですか。

○田中康平委員

はい。

○和中部会長

それでは、労働者側は個別審議はこの後いかがでしょうか。

よろしいですか。

○久富委員

今の話だと、個別審議をして提示したところで、この隔たりは縮まらないのかなというふうに思ったのですけども。使用者側の考え方からいうと。

○和中部会長

分かりました。そうしましたら、そういう意味では、個別審議を本日開いてもこれ以上の展開がないというふうにも判断されますので、まずは、一度整理させていただいていただきたいのですが、労働者側委員は、プラス70円の1,173円ですね、使用者側は、65円プラスの1,168円ですね。

ということで、それぞれの主張は、一致しませんでした。なおかつ、個別審議をしてもこれ以上中々、意見のすり合わせが進みそうにないということで、双方の御意見ですので、よろしければ、本日の審議はここまでとし、内容を持ち帰つていただいて、それぞれ御検討いただいたうえで、次回改めて金額提示をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

よろしいでしょうか。では、本日の各側の意見・主張について持ち帰って御検討いただいたうえで意見の一致が得られるよう、労使双方に歩み寄りをお願いしたいと思います。

次に、その他の議題として何かありますでしょうか。事務局はいかがでしょうか。

○事務局（谷本）

特にございません。

○和中部会長

それでは、次回、第3回の専門部会は、10月22日水曜日午後6時から、同じくこの場、労働局6階会議室で開催いたします。

改めて、意見の一致が得られますよう、労使双方の歩み寄りの努力をお願いしたいと思います。

以上を持ちまして終了とさせていただきます。ありがとうございます。